

監事監査規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人フードバンク湘南（以下「この法人」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほかはこの規程による。

(基本理念)

第2条 監事は、この法人の機関として、理事との相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、この法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする

(職責)

第3条 監事は、理事の職務の執行又は職員の業務の遂行を監査する。

第2章 監査の実施

(監査の実施)

第4条 監事は、監査事項について、調査、閲覧、立会、報告の聴取等により監査を行うものとする。

2 監事はいつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め又は当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる

第3章 報告、意見陳述等

(理事会への報告等)

第5条 監事は、理事又は職員が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長（理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは各理事）に対し理事会の招集を請求することができる。

3 前項の請求をした監事は、当該請求から5日以内に、当該請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、理事会を招集することができる。

4 監事は、理事に対し、業務の執行に当たり、この法人の業務の適正かつ合理的な運営のため、業務の運営又はこの法人の諸制度について、意見を述べるることができる。

第4章 監査報告

(財務諸表等の監査)

第6条 監事は、理事長から財務諸表等及び事業報告を受領し、これらの書類について監査する。

2 監事は、財務諸表等の監査に当たっては、会計責任者と十分連携するとともに会計責任者が作成する会計監査報告に関して監査方法と監査結果の妥当性を監査する。

(監査報告)

第7条 監事は、日常の監査を踏まえ、前条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告を作成する。

2 前項の監査報告には、作成年月日を付し、記名押印をするものとする。

3 監事は前2項の規定により作成した監査報告を、理事に提出する。

第5章 雑則

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、監事の合意により行い、理事会に報告する。

附則

この規程は、令和6年7月6日から施行する。(令和6年7月6日監事決定)